



宮 崎 県 公 報

平成21年10月19日 (月曜日) 第 2126 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定 (5 件) …………… (自然環境課) 1	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2	
公 告	
○飼料の検査結果の概要の公表…………… (畜産課) 2	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…… (農村整備課) 3	
	○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 3
	○共同施行営土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定…………… () 3
	○落札者等の公告…………… 3
	選挙管理委員会告示
	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3
	○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4

告 示

宮崎県告示第 673号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字柿木田6471、6477-1から6477-3まで、6482-1、字池田6876、字北ノ内6877-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 674号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字内ノ口5801、字椎原5817-1、5827-1、5829-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字内ノ口5801・字椎原5817-1・5827-1・5829-1 (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 675号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字尾手ノ尾 712-22、712-59、712-60、大字セツ山字高サレ2559-2、2559-6、2560-2、字高八重4712、4713-1、4714-1、4717、字狐谷4754-1、4754-3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾手ノ尾 712-60・字高サレ2559-6・2560-2・字高八重4712・4713-1・4714-1・字狐谷4754-1 (以上7筆について、次の図に示す部分に限る。)、字尾手ノ尾 712-22、712-59、字高サレ2559-2、字高八重4717、字狐谷4754-3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 676号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字尾後ノ崎 503-11・字下灰ノ川内 556-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字尾後ノ崎 503-11・字下灰ノ川内 556-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 677号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字尾後ノ崎 470-4・470-6 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 平成21年7月に検査を行ったもの

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要										違反の内	
				水分	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム(%)	りん(%)	T D N	ME (kcal/)	その他の分析		

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 678号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 構口第2

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を市道黒瀬病院東通線官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市構口町二丁目 110-2
2	〃 〃 一丁目 110-3
3	〃 〃 〃 110-1
4	〃 〃 〃 110-1
5	〃 〃 〃 113
6	〃 〃 〃 115
7	〃 〃 〃 116
8	〃 〃 〃 116

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項の規定により、検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 安全性に関する検査

該当なし

2 栄養成分に関する検査

				(%)	(%)	(%)	(%)	(%)			(%)	kg	項目	容
日高勝三郎商店 延岡市小野町	同左	エコ・マックスNo.1	平成21年7月	23.0	3.3	0.1	19.9	17.6	2.91	0.08				
		ハーブ・マックスNo.5	平成21年7月	19.7	13.5	0.1	15.6	15.5	2.56	0.07				
株式会社清興物産 混合飼料工場 五ヶ瀬町大字三ヶ所	同左	カウメイトブリード	平成21年7月	22.8	10.9	11.1	5.0	8.3	1.44	1.16				
バイオプロジェクト株式会社 宮崎市薫る坂	同左	スーパービー(マイクロソリューションMS-1 養蜂用)	平成21年7月	97.6	0.5		0.0	0.1	0.01	0.01				

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 試験結果の概要の欄の略号は、次のとおりである。TDN：可消化養分総量、ME：代謝エネルギー。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、中今泉地区県営土地改良事業（清武町、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成21年10月19日から平成21年11月16日まで
- 縦覧場所
清武町役場農林課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第95条の 2 第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、川越九州男ほか36名が共同して行う土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書及び規約の写し
- 縦覧期間
平成21年10月19日から平成21年11月16日まで
- 縦覧場所
宮崎市農村整備課内

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年10月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る物品等の名称及び数量
電子線マイクロアナライザー 1台
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 落札者を決定した日
平成21年 9 月 16 日
- 落札者の氏名及び住所
サツマ薬品株式会社 鹿児島県鹿児島市西千石町10-5
- 落札金額
35,280,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成21年 8 月 6 日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40 万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成 21 年 10 月 4 日現在次のとおりである。

平成21年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,728人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え

る場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万
に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,727 人

宮崎県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年10月4日現在次のとおりである。

平成21年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康
えびの市選挙区 6,379人